

〔災害復旧貸付の概要〕

【対象者】

災害により被害を被った中小企業・小規模事業者

【金利】（いずれも平成28年8月31日現在、貸付期間5年の場合）

○日本政策金融公庫

中小企業事業 → 基準利率1.30%

国民生活事業 → 基準利率（災害貸付）1.40%

○商工組合中央金庫 → 所定の利率（相談の上決定）

【貸付限度額】

○日本政策金融公庫

中小企業事業 → 別枠で1億5,000万円

（代理貸付：7,500万円）

国民生活事業 → 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円

（代理貸付：1,500万円）

○商工組合中央金庫 → 別枠で1億5,000万円

【貸付期間】

設備資金・運転資金とも10年以内（据置期間2年以内）

※日本政策金融公庫国民生活事業においては、上記は普通貸付を適用した場合の融資期間（据置期間）。日本政策金融公庫中小企業事業、商工組合中央金庫においては、設備資金においては15年以内（据置期間2年以内）。

【担保特例】

日本政策金融公庫（中小企業事業・国民生活事業）

→ 直接貸付・代理貸付とも、弾力的に取り扱う。